平成２２年（フ）第３６８９号
札幌市西区発寒14条３丁目３番１―207号
債務者　小笠原由美子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９５号
北海道江別市朝日町３番地の57
債務者　吉原　隼人
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９６号
北海道江別市朝日町３番地の57
債務者　吉原　里美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７４７号
札幌市北区拓北５条４丁目７番２―401号
債務者　橋本　和恵
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７６４号
札幌市東区本町２条３丁目５番39号　東栄2002―102号
債務者　小林　典子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８２号
北海道江別市あけぼの町２番地　Ｊ６―31
債務者　熊谷　和希
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２０号
札幌市東区北48条東４丁目４番６号　ノースリヴ48―102号
債務者　遠藤　京子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８４８号
札幌市西区琴似２条６丁目１番30―202号
債務者　伊藤いく子（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８５３号
札幌市南区川沿13条２丁目２番15号　井内ハイデンス102号
債務者　菊地　　功
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８６４号
札幌市中央区北５条西19丁目26番地
債務者　寺西　則子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８７６号
札幌市東区北21条東13丁目１番21号　パシャ21―203号
債務者　阿部　嘉美（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９１０号
北海道千歳市春日町２丁目２番11号
債務者　佐藤　賢一
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９１４号
札幌市北区北24条西19丁目４番25号　グリーンウッド緑林館105号
債務者　佐藤　秀幸
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９２４号
札幌市中央区宮の森２条17丁目４番11号
債務者　佐久間淑美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９８３号
札幌市白石区本郷通６丁目北５番13―601号
債務者　加賀　政徳
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９９２号
札幌市東区伏古11条４丁目７番７号　プライムハウス弐番館105号
債務者　佐々木裕次
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４００２号
札幌市北区北11条西３丁目15番地　ノースタウンハウス922号
債務者　美濃　明弘
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０３７号
北海道石狩市緑苑台東２条１丁目64番地
債務者　齋藤由美子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部